

グループホーム サライ忠道公園 運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程は、「株式会社アルバ」が設置する「グループホームサライ忠道公園」(以下「事業所」という。)が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、要介護状態等(要支援の場合には、要支援2に限る。)であつて認知症(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)によって自立した生活が困難になった者に対して、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という。)は、介護保険法、同法に関する厚生労働省令、「名古屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第74号)」及び「名古屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第79号)」(以下「地域密着型サービス等基準条例」という。)等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 3 利用者ごとに認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。)を作成し、利用者が必要とするサービスの提供に努めるとともに、利用者を始め利用者家族に対してサービス内容等について分かりやすく説明するよう努める。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
(4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実地するための担当者を置くこと。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム サライ忠道公園
- (2) 所在地 名古屋市南区忠次1丁目2-22

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、本事業所において提供するサービスの業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名(常勤兼務 1名・非常勤兼務 1名)
計画作成担当者は、適切なサービス提供に資するため認知症対応型共同生活介護計画を作成し、また事業所と連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連携及び調整を行う。
- (3) 介護従業者 19名(常勤専従 8名・常勤兼務 3名・非常勤専従 7名・非常勤兼務 1名)
介護従業者は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

(共同生活住居数及び利用定員)

第6条 本事業所に設置する共同生活住居数及び利用定員は次のとおりとする。

- (1) 共同生活住居 2ユニット
- (2) 利用定員 18名 (2ユニット×9名)

(指定認知症対応型共同生活介護等の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助等

(認知症対応型共同生活介護計画)

- 第8条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供を開始に際し、利用者の心得の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、他の介護従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した指定認知症対応型共同生活介護計画を個別に作成する。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。
 - 3 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
 - 4 認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該指定認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。
 - 5 認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、指定認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて指定認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護等の利用料)

- 第9条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護等の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された負担割合による負担額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。
- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
- (利用料)
- 1ヵ月30日の場合の計算とする。なお、月途中における入退所については、日割り計算とする。
- | | |
|----------|--|
| (1) 食費 | 38,400円(月額)
(朝食305円・昼食515円・夕食410円・おやつ50円) |
| (2) 家賃 | 60,000円(月額) |
| (3) 光熱水費 | 15,900円(月額) |
| (4) 管理費 | 25,500円(月額) |
| (5) おむつ代 | 実費 |
- (6) 前各項に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- (敷金)
- (1) 家賃等の滞納があった際のための預り金として、180,000円の敷金を契約時に預かるものとする。
- (2) 敷金については、利用者の故意・過失、善管注意違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居後2ヶ月以内に残高を返還する。また、未払い家賃等がある場合には、敷金から差し引いて家賃等に充当することがある。
- 3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
 - 4 指定認知症対応型共同生活介護等の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。
 - 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。
 - 6 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入居にあたっての留意事項)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護等の対象は、要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援2の状態)であって認知症の状態にあり、かつ次の各項を満たす者とする。
- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
 - 3 入居後において利用者の状態が変化し、第1項に該当しなくなった場合には、退居の措置を講じることがある。
 - 4 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行い、必要に応じて居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報

提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するなど必要な措置を講じるとともに、その事故の状況及び事故に際してとった処置及び経過について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(身体的拘束等の禁止)

- 第12条 事業者は、指定認知症対応型共同生活介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体をほごするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の各号に定める必要な措置を行う。
- (1) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、担当の職員のみでは行わず、事業所全体としての判断が行われるように、あらかじめ手続きを定めておく。
- (2) 本人やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう勤める。
- (3) その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (4) 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

(損害賠償)

- 第13条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

- 第14条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 非常災害時に備えて災害時備蓄品を入居者と介護職員合わせて3日分備えている。

(衛生管理等)

- 第15条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供するに必要となる設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるなど、介護従業者等の感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(苦情処理)

- 第16条 指定認知症対応型共同生活介護等の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するための措置として、苦情受付窓口の設置及び苦情受付担当者を配置する。
- 2 事業所は前項の苦情を受けた場合には、事実関係の調査を行い、改善の措置を講じるとともに、利用者及びその家族に対して説明を行い、当該苦情の内容、処理経過等を記録する。
- 3 事業所は、苦情等にかかる記録について、管理者以下、事業所従業者間で共有し、同種苦情の再発防止に努めるとともに、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護等に関し、介護保険法第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の16の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護等に係る利用者からの苦情に関する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号の掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見の場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(4) 介護職員その他の従業者の対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(運営推進会議)

第21条 事業所は、事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2 前項の運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域の代表者、市町村の職員又は事業所が所在する地域で管轄する地域包括支援センター職員、その他指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等構成するものとする。

3 事業所は、第1項の運営推進会議を概ね2月に1回以上開催し、運営推進会議において事業所の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を受けるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 繼続研修 隨時

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。ただし、省令(地域密着型サービス基準条例第2条に規定する省令をいう。)第107条第2項及び第84条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録については、その完結日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和1年6月1日から施行する。
この規程は、令和1年7月1日から施行する。
この規程は、令和1年10月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。